年　月　　日

〒　　　―

　　　　　　　　　　　　様

　　　舟橋村総務課

国民健康保険税の納税相談について（お知らせ）

あなたの国民健康保険税については、別紙のとおり未納となっています。（このお知らせと行き違いに納付された場合は、ご容赦下さい。）

つきましては、未納となっている国民健康保険税について、別紙のとおり納税相談を行いますので、指定期間内に来庁していただきますようご案内いたします。なお、納め忘れ等の場合は、至急納付され、役場総務課までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| 災害その他特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している世帯は、医療機関の窓口で医療費の全額（10割）を支払って領収書をもらい、後日、申請により国民健康保険からその７割相当額の払い戻しを受けることになります。 |

［問い合わせ先］

総務課　国民健康保険税担当

　　　℡

別紙

国民健康保険税の納税相談について

１　相談日　　　　 月　　日（　）

月　　日（　）　　　　　のいずれか都合のよい日に来て下さい。

月　　日（　）

月　　日（　）

時　　間　　　　午前９時　～　午後５時

※上記の期間内にご都合が合わない場合は、その旨をお電話等でお伝えください。

※来庁前にお電話等で都合の良い日時を連絡してください。

２　場 所　　　　役場　総務課

３　未納になっている国民健康保険税（　　年　月　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 国民健康保険税の未納額（　　年度課税納期到来分まで） |
| 　　年度分 |  | 本税督促手数料延滞金等合計 | 円円円円 |  |

このままの状態が続きますと、被保険者資格証明書が交付されることに　なります。

◆　納付方法について相談いたします。

◆　持ってくるもの

・本状とお知らせ

・印鑑（認印）

・口座振替を希望される方は、預金通帳と登録印鑑